別紙様式第２号（第４条、第８条、第１０条関係）

（元号） 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

豊橋技術科学大学大学長

豊橋技術科学大学大学マスコットキャラクター使用（変更・改変）許可書

（元号） 年 月 日付けで申請のありました標記のことについて、下記の条件を付して使用（変更・改変）を許可します。

記

（許可の条件）

１．次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、マスコットキャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることがあります。

（１）本学の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

（２）豊橋技術科学大学大学マスコットキャラクター使用取扱要領第７条に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあると認めた場合

（３）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めた場合

（４）特定の個人、政党又は宗教団体等を支持し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

（５）その他学長が使用について不適切であると認めた場合

（６）その他（必要な場合： ）

２．マスコットキャラクターの使用に当たり、使用者若しくは第三者に損害等が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、使用者においてこれを処理するものとします。

３．豊橋技術科学大学大学マスコットキャラクター取扱要領を改正した場合において、マスコットキャラクターの使用に係る取扱いについては、改正後の要領に従うものとします。